

平成二十年二月二十二日提出  
質問第一一二二号

学習指導要領改訂案における領土問題についての教育方針に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

学習指導要領改訂案における領土問題についての教育方針に関する質問主意書

一 二〇〇八年二月十五日、文部科学省は小中学校教育の教育方針と内容の基準を示す学習指導要領改訂案（以下、「改訂案」という。）を公表したが、我が国が抱える領土問題について、「改訂案」ではどのような教育方針、内容が定められているか説明されたい。

二 二〇〇五年十一月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六三第三九号、以下、「政府答弁書」という。）によると、現在我が国が抱えている領土問題にロシアとの間での北方領土問題、韓国との間での竹島問題の二つがあるとのことであるが、北方領土問題と竹島問題について、「改訂案」ではどのような教育方針、内容が定められているのか説明されたい。

三 北方領土問題と竹島問題とで、解決に向けた政府の取組に濃淡の違いはあるか。政府がどちらかの問題をもう一方の問題と比較して、より重視している、または軽視しているということはあるか。

四 「改訂案」における北方領土問題と竹島問題についての教育方針、内容に違いはあるか。

五 「政府答弁書」によると、我が国と中国との間で領土問題は存在しないとのことであるが、尖閣諸島問題について「改訂案」で教育方針、内容は定められているか。

六 五で、定められているのならば、その内容について説明されたい。

七 五で、定められているのならば、それはなぜか。それは、我が国が抱える領土問題についての見解が、外務省と文部科学省とで異なるということか。

八 学校教育の場で我が国が抱える領土問題についての教育を行うことは、どのような意義があると政府は認識しているか。

九 「改訂案」における我が国が抱える領土問題についての教育方針、内容は統一されているか。  
右質問する。